

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は社会保険料控除として、平成29年1月～12月中に納めた保険料の全額が控除の対象となります。(過去の年度分や追納保険料なども含みます。)また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(大学生のお子さんなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が平成29年10月30日に送付されていますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。

なお、10月3日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は平成30年2月1日に送付されます。紛失等により再発行が必要な際には、下記の年金加入者ダイヤルにお問い合わせください。税法上、とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一時のときにも心強い味方です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004

※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03(6630)2525をご利用ください。



▼問い合わせ先⇨保険課 国保年金係

☎(56)9134

宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281

## パブリックコメントの実施結果について

▼意見等の提出期間⇨平成29年12月11日(月)～平成30年1月9日(火)

○「上三川町第2期国民健康保険健康事業実施計画(データヘルス計画)」素案

○「上三川町第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画」素案

町では、国民健康保険事業の推進を図るため、「上三川町第2期国民健康保険健康事業実施計画(データヘルス計画)」素案及び「上三川町第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画」素案について、パブリックコメントを実施しました。

その結果、ご意見等はございませんでしたのでお知らせします。

▼問い合わせ先⇨保険課 国保年金係 ☎(56)9134

○「第7期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」素案

町では、高齢者施策の推進のため、「第7期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」素案について、パブリックコメントを実施しました。その結果、ご意見等はございませんでしたのでお知らせします。

▼問い合わせ先⇨保険課 高齢者支援係 ☎(56)9102

○「上三川町第5期障がい福祉計画・上三川町第1期障がい児福祉計画」素案

町では障がいの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「上三川町第5期障がい福祉計画・上三川町第1期障がい児福祉計画」素案及び人権教育・啓発のための「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」素案について、パブリックコメントを実施しました。

その結果、ご意見等はございませんでしたのでお知らせします。

▼問い合わせ先⇨福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128

## 医療費適正化のため、正しい受診にご協力を！

### 〜整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき〜

整骨院や接骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設です。負傷原因や症状等によって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

#### ○国民健康保険が使える場合

- ・外傷性のねんざ、打撲、肉離れなど
- ・骨折、脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要です）

#### ○国民健康保険が使えない場合

- ・単なる疲れや肩こり、筋肉痛
- ・内科的疾患による痛みやこり
- ・仕事中や通勤途中に起きた負傷
- （労災保険から給付になります）

### 〜施術を受けるときの注意〜

#### ○負傷原因を正確に伝えてください。

外傷性の負傷でない場合は、国民健康保険は使えません。何が原因で負傷したのかを正しく伝えましょう。

#### ○医療機関との重複受診はできません。

同一部位の負傷について、同時期に柔道整復師による施術と医療機関での治療を重複して受けることはできません。その場合、原則的に柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

#### ○療養費支給申請書は必ず自分で署名しましょう。

療養費支給申請書は、患者さんが柔道整復師に国保の医療費の請求を委任するものです。申請書の内容を確認し、必ず自分で署名するようにしましょう。（ケガなどが原因でやむを得ず代筆してもらった場合は捺印も必要です。）

#### ○施術が長期にわたる場合、医師の診断を受けてください。

長期間施術を受けても痛みが続く場合には、負傷が原因でなく内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎9134



## 友好都市交流特別企画！

大型客船「にっぽん丸」で行く「秋の日本一周クルーズ」説明会の開催について

町と友好都市を結ぶ茨城県大洗町では、交流特別企画として、「秋の日本一周クルーズ」を特別料金でご案内しています。まずはお気軽に説明会へご参加ください。

#### ○説明会（事前予約制）

▼日時＝3月12日（月）

午後6時～7時30分

▼場所＝上三川いきいきプラザ

中会議室

▼参加費＝無料

○クルーズ概要

▼旅行期間＝10月1日（月）～8日（月）

▼航路＝大洗～函館～輪島～隠岐～唐津～屋久島～小松島～大洗

▼参加資格＝町内在住または勤務の方で本人及びご家族

※定員になり次第締め切り

▼申込・問い合わせ先＝

大洗港振興協会クルーズ担当

（大洗ターミナル株式会社内）

☎029(266)3325

（平日午前8時30分～午後5時）

（平日午前8時30分～午後5時）

（平日午前8時30分～午後5時）

## ～ デマンド交通（かみたん号）のご案内 ～

### Q. デマンド交通ってなに？

A. 予約型の乗り合いタクシーで、目的の場所まで送迎する交通手段だよ。事前に役場で利用登録をして、利用したい日時を電話で予約してね。

#### ●問い合わせ先

・予約受付センター：0120-272-315

（通話料無料・平日 午前8時～午後5時）

・上三川町役場企画課政策調整係：0285-56-9118

